

奈良先端科学技術大学院大学特別学修生規程

平成26年11月27日
規程 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第69条の2第2項の規定に基づき、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における特別学修生に関し必要な事項を定める。

(他大学等との協議)

第2条 学則第69条の2第1項の規定に基づく本学と他の大学（外国の大学を含む。）又は高等専門学校（以下「他大学等」という。）との協議は、学修指導計画その他関連する事項について、研究科長が行う。ただし、外国の大学にあっては、やむを得ない場合に限り、当該他大学等との協議を欠くことができる。

(出願手続)

第3条 本学の特別学修生を志願する者は、他大学等を経て、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 特別学修生申請書（様式第1号）
- (2) その他研究科が必要とする書類

(受入れの許可)

第4条 他大学等から特別学修生の受入れの依頼があったときは、研究科長は、第2条の協議の結果に基づき、これを許可する。

(入学の時期)

第5条 入学の時期は、月の初めとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(受入れの期間)

第6条 他大学等からの学修指導を受託する期間は、1月以上1年以内とする。

(学修指導状況報告書)

第7条 特別学修生の学修指導を終了したときは、研究科長は、指導教員の報告に基づき、学修指導状況報告書（様式第2号）を交付する。

(学生証)

第8条 特別学修生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(授業料等)

第9条 特別学修生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別学修生に係る授業料は、月額29,700円を徴収する。ただし、他大学等との協定に基づき授業料を徴収しないことが定められたときは、授業料を徴収しない。

3 前項の規定にかかわらず、学長が特に認める場合、授業料を徴収しないことができる。

4 第2項の授業料は、学修指導を受ける期間が6月を超える場合は、初めの6月とこれを超える期間に分けて、それぞれの期間分に係る額を当該期間の当初の月に納付するものとし、学修指導を受ける期間が6月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間の当初の月に納付するものとする。

5 納付した授業料は、返還しない。

(受入れ許可の取消し)

第10条 特別学修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、研究科長は、当該他大学等との協議に基づき、受入れの許可を取り消すことができる。

(1) 学修指導計画の完了の見込みがないと認められるとき。

(2) 本学の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。

(3) その他受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

(準用)

第11条 学則その他学生に関する規定は、特別学修生について準用する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、特別学修生の取扱いについては、当該他大学等との協議の上、決定するものとする。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成27年度入学者（入学志願者を含む。）から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

特別学修生申請書

(元号) 年 月 日

奈良先端科学技術大学院大学
先端科学技術研究科長 殿

所属大学等
所属長

下記の者を貴研究科において、特別学修生として学修指導を委託したいのでよろしくお取り計らい願います。

なお、御承諾の上は、その旨御回答くださるよう併せてお願いいたします。

記

所属・学科・学年	大学・高等専門学校 学部・専攻 学科 年次
ふりがな 氏名	(生年月日 年 月 日生) (男・女)
現住所	〒 TEL ()
所属大学等における 指導教員の職・氏名	
希望する学修指導者の職・ 氏名	
期間	(元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日
研究題目及び研究内容の 概略	
学修指導を受けさせる理 由	

様式第2号（第7条関係）

学修指導状況報告書

(元号) 年 月 日

所属長 殿

奈良先端科学技術大学院大学
研究科長

下記の者に係る学修指導を終了したので報告します。

記

学修指導対象者 所属・学科・年次・氏名	大学・高等専門学校 学部・専攻 学科 年次
期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日
研究題目	
学修指導の状況及び指導教員の見解	